

平成29年生駒市農業委員会第2回定例会会議録

会議主管課	農業委員会事務局		
会議開催日時	平成29年2月14日(火)午後3時00分		
会議開催場所	市役所 大会議室		
出席者	会長	7番	高枝敏治
	委員	1番	吉田勝彦
		2番	中田建彦
		3番	中村耕作
		4番	田中忠司
		5番	西本浩三
		6番	中井輝夫
		8番	上武 猛
		9番	尾山高生
		10番	田中勇治
		11番	阪口登美雄
		12番	奥山繁幸
		13番	田口利彦
		14番	吉田吉明
		15番	北川治夫
説明者	事務局	局長	岡田 敬
		局長補佐	巽 眞一
		係長	吉岡 浩
		係員	大沢 篤史
傍聴者	なし		

会議次第

審議事項

- 1 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
- 2 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 3 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
- 4 市民農園の開設(廃止)について
- 5 農地の転用事実に関する照会について

その他

- (1) 生産緑地の取得の斡旋について

(2) その他

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により高枝敏治会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

12番 奥山繁幸 13番 田口利彦 14番 吉田吉明

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼
〔議案読み上げ〕

○係長

No.1の申請地の位置について

国道163号の高山大橋交差点の北東約200mのところに位置する生駒市高山町
地内の農地

申請理由について

譲受人は、自身が所有していた農地を大規模店舗の一部として転用したため、自宅の
前にある本申請地を譲り受け、今までと同じように耕作することになった次第。また、
今までも農業経営を行ってきたことから、必要な農機具等は所有。

農地取得の下限面積要件について、購入する農地及び現に所有している農地の面積を
合わせて20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月8日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。
農地法第3条2項の許可要件は全て満たしており、許可相当と考えられる。

No.2・3の申請地の位置について

高山竹林園の北約300mにある農地

申請理由について

譲渡人は、相続により本農地を所有してきたが自宅から遠いこと等もあり耕作を続け
ていくことが難しいことから、本農地を親戚である譲受人に無償で譲渡することになった。

譲受人は、近隣で農業経営を行ってきたことから、必要な農機具等は所有している。
また、農地取得の下限面積要件について、購入する農地及び現に所有している農地の面
積を合わせて20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月8日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。
農地法第3条2項の許可要件は全て満たしており、許可相当と考えられる。

No.4～22の申請地の位置について

奈良交通獅子ヶ丘団地口バス停の北東約300mのところに位置する農地

申請理由について

賃借人は、障がい福祉サービス事業の経営等の社会福祉事業を行なっている社会福祉法人。その事業の一環として、障がい者と一緒に農作業を行なうことを目指していたところ、賃借人の一人の仲介により、これだけの面積の農地を借りられることになった。

賃借人は、耕運機2台と軽トラック2台所有、さらには、トラクター等の農機具を購入予定であり、賃借人が契約する農業法人職員が中心となって農作業を行なうだけでなく、賃借人の職員も現地に常駐すると聞いている。また、本申請地が合計で約65㍍あることから、下限面積要件は満たしている。

現地調査について

今月8日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行うとともに、賃借人の法人の担当職員に対するヒヤリングを行っている。

ヒヤリングでは、社会福祉法人において営農を開始しようとなった経緯、現場での営農を行なうに際しての職員の体制について話しを聞くとともに、地元農家区との関係等については、農業委員会側から、農作業を進めていくに際してのアドバイスをしたので、とくに大きな問題等はない。

最後に、本申請は、法人が農地を借りることから、農地法第3条2項の許可要件は全て満たしているとともに、①毎年度、農地の利用状況を報告すること。②地域における農地の効率的かつ総合的な利用を確保すること。③他の農業者との適切な役割分担をすること。④法人の業務を執行する役員が一人以上、耕作に従事することを、条件として許可することが相当と考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元農業委員の中田委員へ補足説明を依頼

○中田委員 事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.2・3について地元農業委員の尾山委員へ補足説明を依頼

○尾山委員 事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.4～22地元農業委員の上武委員へ補足説明を依頼

○上武委員 事務局から説明のとおりであり問題はない。面積が大きいため見守りが必要と考えている。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 承認について異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」

の説明を事務局に依頼。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」

○係長 [議案読み上げ]

○係長 議案の内容について説明

No.1～9 申請地の位置について

ひかりが丘住宅地の北西約200mのところに位置する農地

申請理由

本申請は、前回1月の本委員会において審議したが、事業者若しくは代理人が、図面等により地元農家区に対し十分な説明を行っていないのではないかとすることを理由として、奈良県農業会議への意見照会及び奈良県知事への進達を一旦見送った案件。その後、事務局から代理人に、図面等により地元農家区に対し説明を行なうよう指導、代理人は地元農家区に説明をしようとしたが、地元農家区はこの代理人との面会すら拒絶している状況。

これに対し農業委員会としては、1月31日、会長・副会長・地元農業委員と事務局で、地元農家区の役員と話しをする場を設け、本事業に対し問題や疑義等があるのなら事業者と協議する場を持ちよう提案、議論を重ねた結果、一旦は地元農家区として事業者側と会い、話し合いの場を持つとの合意に至ったが、その後の農家区内の会議において、反対論が多く、事業者側との話し合いを持つことはしないことになり、2月3日に農家区長から農業委員会事務局に、その旨の連絡があった。

事務局としては、農業委員会として何度も農家区側と事業者側が話し合いをするよう指導してきたが、話し合いや説明の場を持つことについても農家区側の反対論が強く、今後、話し合いの場を持つことは事実上無理であり、また、農家区側が何度も、「同意の判は押せない。しかし、農地転用申請を進達するかどうかは、行政側で判断してほしい。」と事務局に伝えているのことや同意の印の有ることが法律上の要件でないことから、地元農家区の同意の印がないことを理由として申請を止める理由がないと考える。また、本申請地内の雨水については、前面市道内の雨水管に放流することになっており、雨水管の容量上改修は必要であるが、周辺耕地及び水路等への影響はないと考えます。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設又は公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

なお、本事業を施行するについては、農地法第5条による農地転用申請だけでなく、宅地造成等規制法に基づく許可申請及び砂防の区域に入っていることから、砂防法の許可申請が必要になる。宅造申請については、市建築課を経由して郡山土木事務所に進達しており、砂防申請については、奈良県と協議中。

なお、本申請の許可権者は奈良県知事になる。本委員会で承認後、奈良県農業会議への意見照会を経て、奈良県知事に対し進達するという事務手続きになる。

No.10の申請書の位置について

近鉄学研北生駒駅の北約400mのところに位置する生駒市高山町地内の農地。

申請理由

譲受人の社会福祉法人は、本申請地と同じ自治会内において社会福祉法人を運営しているが、今般、特別養護老人ホームを増設することになり、都市計画法29条にもとづく許可申請が必要となり、同法による許可を得るためには、主要道路からの進入路の一部を幅員6mの道路に拡幅する必要が生じたため、道路用地を目的とした農地転用申請が出てきたもの。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設又は公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

現地調査について

今月の8日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を実施しており、問題点等はない。最後に、本申請の許可権者は、奈良県知事になる。本委員会承認後、本申請を奈良県知事に進達するという流れになる。

No.11～60の申請書の位置について

生駒市高山町地内の農地

申請理由

本申請地を含む区域において、国道163号のバイパス線の計画があり、周辺農地は、バイパス工事により谷間の農地となる危惧があるため、農地改良工事により盛土を行い、バイパスが供用された後においても良好な農地として利用するため、本申請がでてきたもの。

本事業の事業主は北大和管財株式会社で、農地の所有者と使用貸借契約を締結し、一時転用の申請を行なうもの。

工事期間は、準備工・仮設工・防災工に3ヶ月、土工事に2年5ヶ月、農地造成に4ヶ月とし、工事期間全体で3年間となっており、工事完了後は遅滞なく、営農を開始する予定となっている。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設又は公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

現地調査について

今月の8日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を実施しており、問題点等はない。最後に、本申請の許可権者は、奈良県知事になる。本委員会承認後、本申請を奈良県知事に進達するという流れになる。審議をお願いしたい。

- 議長 No.1～9の案件について地元農業委員の補足説明は前回の継続案件のため省略
- 議長 No.10、11～60の案件について地元農業委員の北川委員へ補足説明を依頼
- 北川委員 No.10については工事終了後市に移管すると聞いている。No.11～60については盛土を行い国道163号との高低差をなくすと聞いている。事務局から説明のとおりであり問題はない。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認

- 委員 No.1 1～6 0の申請について凸凹の農地を再生することか？
- 係長 農地よりも道路の位置が高くなっているので道路用地として買収の範囲も法面も含まれる。今回高さを合わすことで農地として活用することが目的と聞いている。
- 委員 No.1 1～6 0の申請について、今後も農地造成後、農地が終了後、活用するよう今後、指導をお願いしたい。
- 係長 現地調査後指摘があった点。申請者代理人に営農を行っていくよう指導を行い了解を得ている。
- 会長 No.1～9までの案件で意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 話し合いの斡旋をしたが話がつかないので県に進達することは必要なのか？
- 係長 水利組合の同意は必ず必要ではない。行政指導として行っている。雨水・汚水の周りの影響を確認する必要がある。その上で、問題がなければ進達することとなる。
- 委員 農家区は反対。農業者の味方であるべき農業委員会は許可（進達）するが農家区から責められないのか？
- 係長 農家区長は同意の印鑑は押せない。しかし、地元として転用は困るとは聞いていない。これ以上の方法が見つからない。
- 委員 工事の完成後、最後の確認は県がするのか？
- 係長 今回は、農地転用だけではなく宅造法、砂防法も県許可が必要。完了検査が終了しないと先に進めないようになっている。
- 委員 今までの、農業委員会、農地所有者、周辺住民などの話し合いをした上で、信頼関係を築いてきたが、今回は例外的な案件である。しかし、具体的な理由がないので進達を止めることはできない。今後は信頼関係が崩れないようお願いしたい。
- 委員 この案件は違法状態の土地を今回の転用により解消することとなる。そして地元住民にとっては、危険な状態が解消されると考えればいいのではないのか。
- 委員 申請地の一部地目が山林だが。
- 係長 平成22年頃に農地造成申請があり、完了も確認している。農地と判断している。
- 委員 農地法と砂防法とは違うのではないのか。
- 係長 今回の申請は農地法、砂防法、宅造法の申請が必要な案件。すべての法律で問題がなければ同時許可となる。農地法でだけ許可後、他法令で問題があった場合、最初からやり直すこととなる可能性があるため他法令についても確認はしている。
- 委員 砂防から自治会に同意を求めてくるのではないのか？
- 係長 他法令のことはよくわからない。
- 委員 以前許可をした状態なのになぜ、また申請するのか？
- 係長 農地造成が市の申請である。一旦農地造成工事が完了後、譲渡人は何ら許認可を得ず、勝手に盛土行為を行なった農地。
- 委員 この盛土行為に今回の申請者は関与していたのか？
- 係長 今回の申請は農地造成後、申請したもの。以前の申請者は別法人となる。前回の許可申請は取下げしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」は奈良県知事に進達。

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○係長 〔議案読み上げ〕

○係長 議案の内容について

本申請については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたもの、生駒市では、遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付けを行っており、この手続を行う場合、農地法第3条の許可は不要であるが、農業委員会の承認を得ることが必要であるため、本申請が出されたもの。

申請書の位置について

阪奈道路の辻町インターの北東約200mのところ position する生駒市小明町内の農地申請理由

元々は賃借人がいたが、賃借人側に相続が発生し、相続人自身が引き続き耕作することが難しいことから賃貸借契約を解除したものの、農地の所有者自体も耕作をしていくことが難しいため。審議をお願いしたい。

○議長 No.1・2の案件について地元農業委員の田口委員へ補足説明を依頼

○田口委員 北側に幅3メートル位の農道がある。条件の良い農地である。面積的に5人位の人に貸付けとなるだろう。事務局の説明のとおりである。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 承認について異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「市民農園の開設（廃止）について」

議案第5号「農地の転用事実に関する照会について」の証明について」の説明を事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 〔議案読み上げ〕

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのよ

うな事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～38 については、相続により所有権を取得された農地についての届出。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもの、権利の設定や移転のない農地転用。

No.1～11の申請地の位置について

エコパーク21から北へ500メートル北田原工業団地内の所に位置する農地。青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたもの

No.12の申請地の位置について

東生駒駅から北東へ約300メートルに位置する農地。青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたもの

報告第3号「市民農園の開設（廃止）について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明

この報告は、市民農園整備促進法第7条に基づき市民農園を開設したが、土地所有者の申出により返還することとなり廃止となることを報告したものの。

議案第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請された場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

No.1～No.6については、15年以上も前から現況が原野であるにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農業委員と現地調査の結果、農地性はなく、その旨法務局に回答したものの。以上で報告を終わります。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

[「なし」の声あり]

○議長 「その他」

(1)「生産緑地の取得の斡旋について」の説明を事務局に依頼

○係長 (1)「生産緑地の取得の斡旋について」

[報告・内容の説明]

生産緑地法第10条の規定により、生産緑地買取り申し出があったことの報告。本件については、平成29年4月6日までに、所有権移転登記手続きをする必要があることから、本生産緑地を買取るものは「無」となり、今後、生産緑地の制限解除及び生

産緑地の解除に向けた手続が進むことになる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 (2)「その他について」の説明を事務局に依頼

○補佐 1月28日「新・農業人フェア」への参加16組18人が相談。

その方を対象に、2月12日「農園見学会」を開催4名参加。

○係長 「報酬の件について」

勤務実績報告書の記入について、農業委員会での事務についての報告お願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 3月14日(火) 午後2時から401・402会議室

現地調査 3月7日(火) 午後1時30分

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後16時30分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会第2回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 12番 奥山繁幸

議席番号 13番 田口利彦

議席番号 14番 吉田吉明
